

# 檜枝岐村結婚新生活支援事業

檜枝岐村は新婚生活を送る皆さまを応援します！

【補助対象：物件購入、賃貸、引っ越し、リフォーム】

## 1. 対象世帯

次の要件をすべて満たす方が対象世帯です。

- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ・夫婦共に生活の拠点が当村にある世帯
- ・申請時に夫婦の住民票が対象となる住居にある世帯
- ・他の公的制度による家賃補助を受けていない世帯
- ・村税等の滞納をしていない世帯
- ・過去にこの制度に基づく補助を受けたことがある者がいない世帯

## 2. 補助対象経費

### 住居費

結婚を機に新たに物件を購入、又は賃借する際に要した物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の費用を合計した額（勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、当該住宅手当分を控除した額）

### 引越費用

引越業者又は運送業者への支払いその他の引っ越しにかかる費用

### リフォーム費用

結婚を機に住宅の機能の維持または向上を図るために行なう修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫や車庫に係る工事費用、門やフェンスなどの外構に係る工事費用、エアコンや洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外）

## 3. 補助金の額

補助金額は住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額で、上限額は下記のとおりです。

対象世帯の内、婚姻日時点で夫婦共に29歳以下の世帯：限度額60万円

対象世帯の内、婚姻日時点で双方又は片方が30～39歳の世帯：限度額30万円

#### 4. 申請に必要な書類

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 添付書類
  - （1） 戸籍謄本（全部事項証明）
  - （2） 物件の売買契約書（住居費における購入の場合に限る。）
  - （3） 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書（住居費における賃貸借の場合に限る。）
  - （4） 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合に限る。）
  - （5） 住居費に係る領収書
  - （6） 引越費用に係る領収書
  - （7） リフォーム費用に係る領収書
  - （8） 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

#### 5. 申請方法

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの申請期間中に、申請書に必要な書類を添付して下記窓口まで提出してください。

#### 6. お申込み・お問い合わせ先

檜枝岐村役場 住民課 少子化対策係

住所：福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原 880 番地

電話：0241-75-2502 FAX：0241-75-2460